



お手伝いします魅力ある地域づくり

地方公共団体に、低利・長期の資金を
簡易・迅速に融通しています

2006



公営企業金融公庫

JAPAN FINANCE CORPORATION FOR
MUNICIPAL ENTERPRISES

CONTENTS

ごあいさつ	1
-------------	---

公庫の役割としごと	2
-----------------	---

政策金融改革	5
--------------	---

貸付け	8
-----------	---

貸付けの種類・貸付条件・貸付予定額	8
-------------------------	---

基準利率・特別利率・臨時特別利率	9
------------------------	---

特別利率等の利下げ財源	10
-------------------	----

貸付けの推移	11
--------------	----

事業ごとの貸付け	12
----------------	----

貸付事業	13
------------	----

水道事業・工業用水道事業・交通事業	13
-------------------------	----

下水道事業・電気事業・ガス事業・病院事業・介護サービス事業・ 市場事業	14
--	----

駐車場事業・と畜場事業・有料道路事業・公営住宅事業・ 臨時地方道整備事業等臨時3事業	15
---	----

地域開発事業・港湾整備事業・観光施設事業	16
----------------------------	----

有料道路事業・港湾整備事業（公社貸付）／	
----------------------	--

公有林整備事業・草地開発事業（受託貸付）	16
----------------------------	----

公営企業借換債	17
---------------	----

資金の調達	18
-------------	----

公営企業債券・発行額・発行残高・政府保証国内債	18
-------------------------------	----

政府保証外債・財投機関債・縁故債	19
------------------------	----

財務の状況	20
-------------	----

公庫の決算の流れ・平成17年度決算の状況	20
----------------------------	----

（参考）平成17年度行政コスト計算書について	22
------------------------------	----

適切な業務運営の実施	25
------------------	----

各種リスクへの対応	25
-----------------	----

効率的で開かれた経営	25
------------------	----

政策評価の実施・実施のプロセス	26
-----------------------	----

機構	27
----------	----



公営企業金融公庫は、地方公共団体に対し、長期・低利の資金を安定的に融通することにより、住民の福祉の増進に寄与することを目的として昭和32年に創設され、今年で50年目を迎えました。

公庫は、地方公共団体が行う、上下水道、交通、病院など住民の生活に密着した事業を対象として、平均25年という超長期で、極めて低利の、良質で安定的な貸付けを行っております。また、貸付の原資となる資金の調達は、政府保証債を中心とする債券を発行して、市場から直接、自力で調達しております。

公庫では、創設以来、貸付に関しては地方公共団体の金利負担を軽減するための特別利率制度の実現と拡充、償還期限の延長などに努めるとともに、資金調達面でも政府保証外債や財投機関債の発行、償還期限の多様化などを図り、地方公共団体の要請に応えとともに市場の信認を得て、業務を展開してまいりました。

今日まで公庫が順調に発展を遂げてくることができたのは、何より関係省庁、地方公共団体をはじめ皆様方の一方ならぬご協力やご理解の賜物と深く感謝申し上げます。

さて、このような中にあって、政府においては、かねてから政策金融改革に取り組んできたところでありますが、本年5月26日に「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（いわゆる行政改革推進法）」が

成立し、6月27日には「政策金融改革に係る制度設計」が決定されました。

公庫に関しては、地方分権も踏まえ、国が担ってきた仕組みから、地方が主体的に担う仕組みに移行させることを基本として、地方公共団体が共同して、資金調達のための新組織を設立することとなりました。具体的な制度等については今後さらに検討が進められてまいります。今回の改革が、「地方にできることは地方に」という地方分権の理念に沿って、地方の意見が十分に反映されるとともに、これまでの公庫と同様、市場の信認を得て、長期・低利資金の安定的供給を果たせる組織となることが強く期待されるところであります。

私は、公庫役職員とともに、今後とも、公庫の使命を果たすとともに、政策金融改革において、地方公共団体によって共同して設立される新組織が、十分にその機能を発揮できるよう、できる限りの努力を傾けてまいり所存でありますので、皆様方におかれましては、今後とも一層のご協力とご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

平成18年7月31日

総裁 渡邊雄司

公庫の役割としくと

地方公共団体向け融資機関

公営企業金融公庫は、地方公共団体に対し、低利かつ安定した資金を融通することにより、住民の福祉の増進に寄与することを目的として昭和32年6月1日に設立された政府関係金融機関です。

公庫は地方公共団体の経営する上下水道、交通、病院などの地方公営企業をはじめ、住民生活に密接した事業に対し、低利かつ長期の資金を供給することを通じ、地方財政負担の軽減等に大きな役割を果たしています。

債券発行により国内外の市場等から資金調達

公庫はその貸付原資の大部分を公営企業債券により調達しており、いわば地方公共団体に代わって市場から資金を調達する役割を果たしています。

公庫が発行する政府保証国内債は、政府保証債の代表的な銘柄として、市場の信認を得ており、また、資金調達手段の多様化及び安定化を図る観点から、外債や地方公務員共済組合連合会の引受けによる縁故債、さらに平成13年度からは財投機関債の発行を行っています。

納付金等で低利・長期の資金を

公庫の貸付対象事業は、水道、下水道、交通、市場などの住民の日常生活になくてはならないものが多く、これらの事業に対して公庫は、公営競技（競馬、競輪、オートレース、競艇）を行う地方公共団体からの公営競技納付金等を活用して、低利（特別利率）かつ長期の資金を融通しています。

地方債と公庫資金

地方債は、地方公共団体が行う投資的事業やその経営する地方公営企業の主要な財源となっており、公庫資金は、政府資金と並ぶ公的資金として地方債の重要な資金となっています。

平成18年度の地方債計画においては、公庫資金の総額は1兆4,060億円となっており、全体の10.1%を占めています。

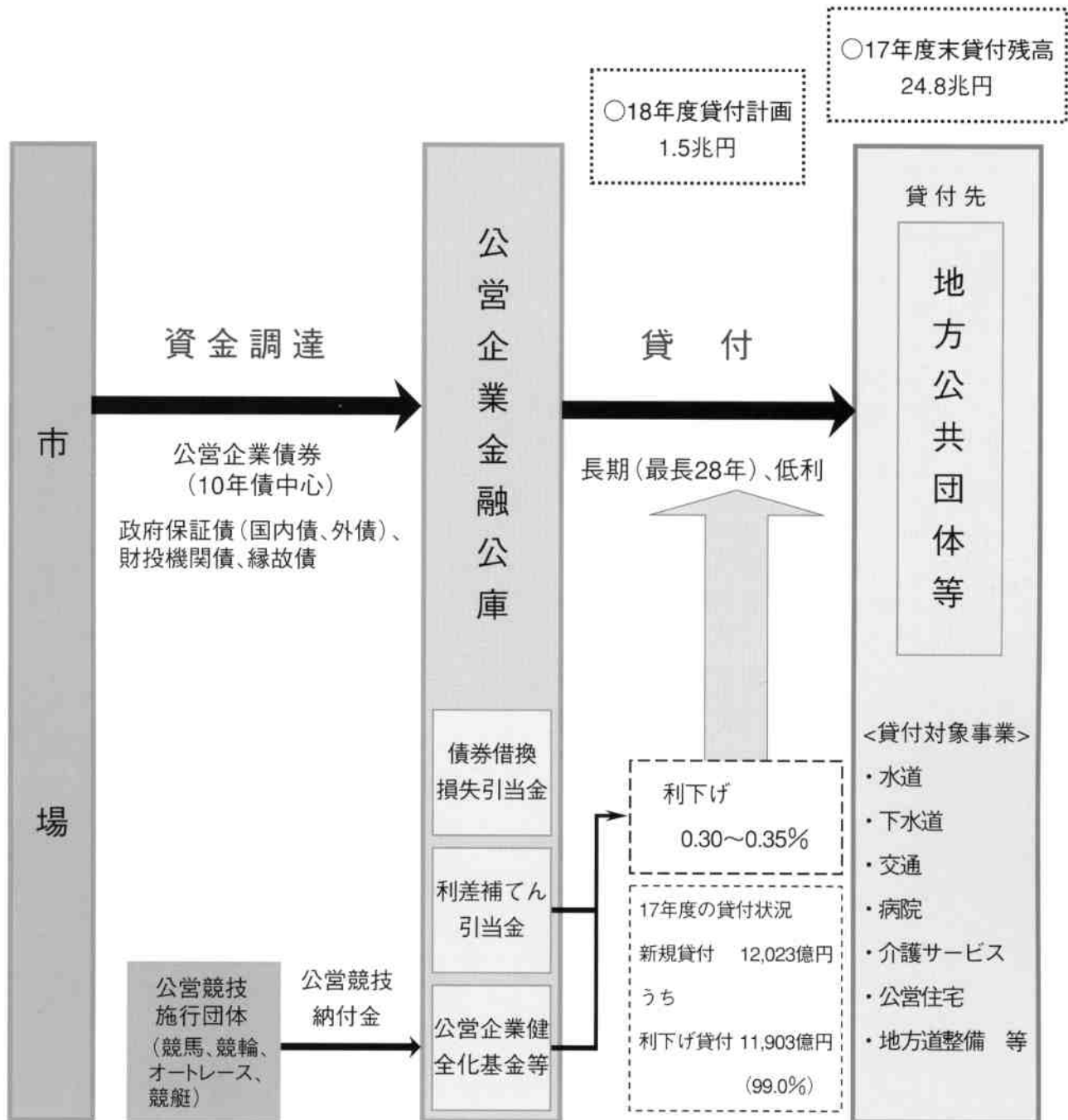
また、地方債計画のうち公営企業会計等分については、公庫資金は1兆401億円となっており、全体の33.2%を占めています。

財政投融资制度と公庫資金

公庫の資金調達のうち政府保証債については、財政投融资計画によって、その総額が定められています。

平成13年4月から財政投融资制度改革が実施されたことに伴い、公庫においては、市場原理に即した貸付利率等の見直しや、繰上償還に係る補償金制度の創設、財投機関債の発行、経営情報公開の充実などの対応を行いました。

公営企業金融公庫の基本的な仕組み



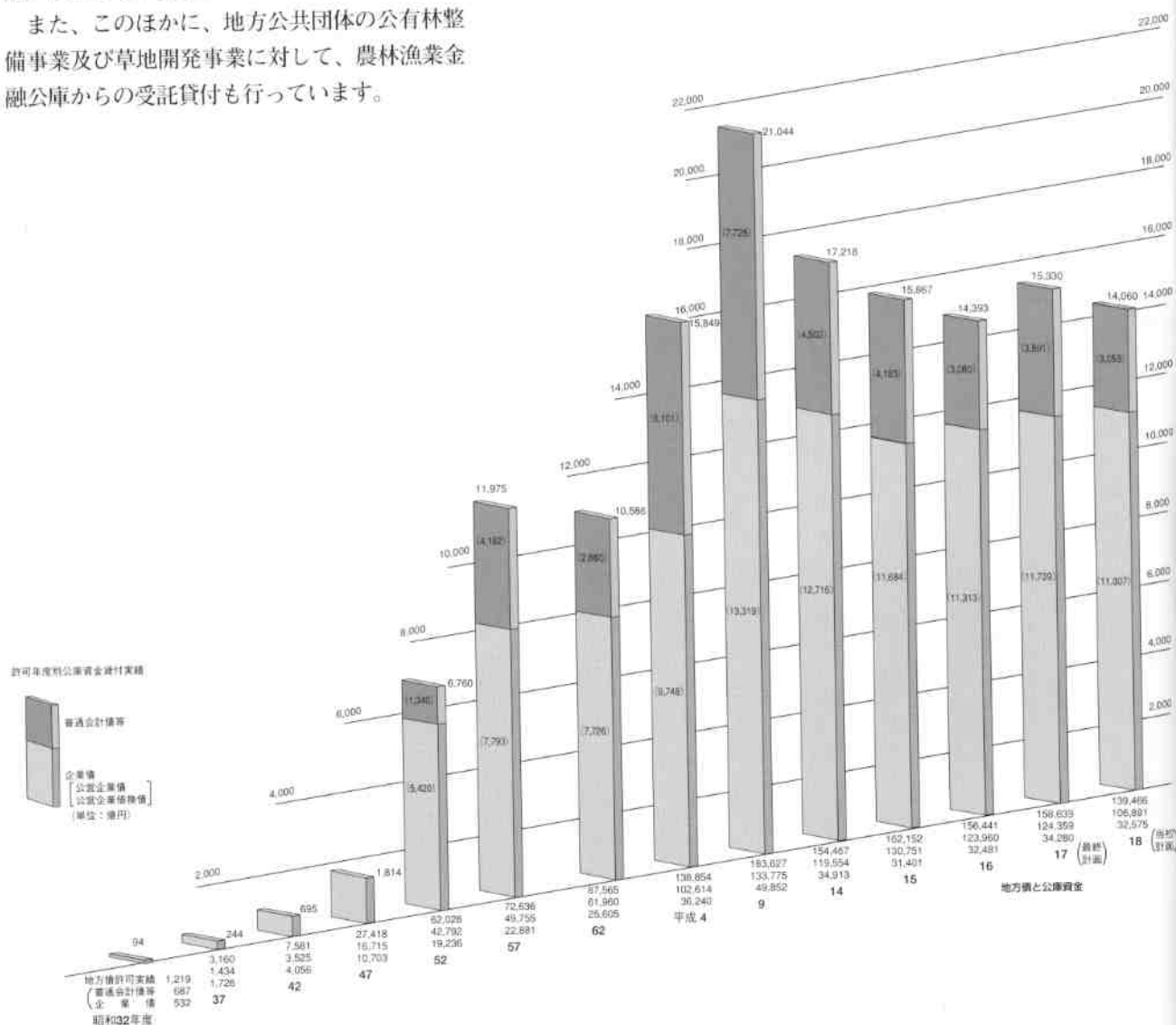
公庫の役割としくと

貸付対象事業の拡充・貸付条件の改善

創立以来、当公庫は設立の趣旨に従い、逐次貸付対象事業の拡充を図るほか、特別利率対象事業の拡大、貸付条件の改善を行ってきました。

地方公共団体の公営企業に対する貸付けのほか、昭和47年度から地方道路公社及び土地開発公社を対象とし、また、52年度からは公営企業以外の普通会計に属する公営住宅事業を、さらに、53年度からは臨時地方道整備事業等の臨時3事業を貸付対象とするなど、現在では21の事業に対して貸付けを行っています。このうち、特別利率の適用される事業（特利事業）に対する貸付額は全体の85.5%（平成18年度貸付計画額）に達しています。

また、このほかに、地方公共団体の公有林整備事業及び草地開発事業に対して、農林漁業金融公庫からの受託貸付も行っています。



政府では、これまで政策金融改革を進めてきたところですが、公営企業金融公庫に関する改革の経緯等についてわかりやすくご説明します。

平成17年12月24日「行政改革の重要方針」(閣議決定)において、当公庫については右のとおり決定されました。(公営企業金融公庫関係のみ抜粋。以下、同じ。)

平成18年5月26日「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(行政改革推進法)」が国会で可決、成立しました。

政策金融の各機能の分類

地方公共団体の共同債権発行機能であり、政策金融スキームで行う必要はなく、撤退する。

新組織のあり方

廃止し、資本市場等を活用した仕組みに移行する。

(公営企業金融公庫の在り方)

第七条 公営企業金融公庫は、平成二十年度において、廃止するものとし、地方公共団体のための資金調達を公営企業金融公庫により行う仕組みは、資本市場からの資金調達その他金融取引を活用して行う仕組みに移行させるものとする。

- 2 政府は、前項の移行の後の仕組みのために必要な財政基盤を確保するための措置を講ずるものとする。

(留意事項)

第十三条 政府は、第五条から前条までの規定による措置を講ずるに当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- 一 現行政策金融機関の資産及び負債を厳正かつ詳細に評価し、新政策金融機関その他現行政策金融機関の業務を承継する機関が将来にわたり業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められる資産で政府の出資に係るものについては、これを国庫に帰属させること。
- 二 現行政策金融機関の行う資金の貸付けその他の業務の利用者及び現行政策金融機関が発行した債券の所有者の利益が不当に侵害されないようにすること。

平成18年6月27日、「政策金融改革に係る制度設計」が政府の政策金融改革推進本部及び行政改革推進本部において決定されました。

当公庫に関する主な内容は以下のとおりです。

政策金融改革に係る制度設計（抄）

Ⅳ. 公営企業金融公庫の廃止及び廃止後の新たな仕組みについて

1. 基本的な考え方

- (1) 公営企業金融公庫は、平成20年度において、廃止するものとし、廃止後の地方公共団体のための資金調達、資本市場からの資金調達その他の金融取引を活用して行う仕組みとする。この仕組みのために必要な財政基盤を確保するための措置を講ずる。
- (2) 地方公共団体の資金調達については、個々に創意工夫を行い、資本市場等を活用することとし、共同して資金調達する方法等を活用し財政力の弱い地方公共団体が必要とする資金調達に支障がないように配慮する。
- (3) 新たな仕組みについては、地方分権も踏まえ、国が担ってきた仕組みから、地方が主体的に担う仕組みに移行させることを基本とする。
- (4) 既往の地方公共団体向け貸付債権に係る債券（借換債）について、所要の経過措置を講ずる。

2. 新たな仕組みのあり方

- (1) 公営企業金融公庫は、平成20年度に廃止する。
- (2) 地方公共団体は共同して、資金調達のための新組織を自ら設立する。
- (3) 同組織は、個々の地方公共団体の資金調達の環境整備を行うとともに、必要に応じて債券発行により資金調達を行い、個々の地方公共団体に貸付けを行う。その際、国は、新たな出資・保証及びヒト・モノ・カネの全ての面における関与を行わない。
- (4) 公営企業金融公庫が保有する既往の資産・負債は、デューデリジェンスに基づき適切に同組織に移管・管理する。
- (5) 公営企業金融公庫の財政基盤の活用等により、新しい仕組みの下で、財政力の弱い地方公共団体の資金調達に係るセーフティネットを構築する。このセーフティネットについては、同組織を活用する等により地方公共団体が主体的に運営する。
- (6) 国は、必要な法制度を整備する。

3. その他

- ・公営企業金融公庫の廃止のプロセスについて、「行政減量・効率化有識者会議」による評価・検証を行う。

Ⅵ. 共通の留意事項

(1) 現行政策金融機関の資産及び負債を厳正かつ詳細に評価

- ・第三者による資産・負債の評価を厳正かつ詳細に行う。円滑な業務の遂行に支障がない財務基盤の確保等必要な措置を講ずる。

(2) 経過措置

- ・新体制移行に伴う経費を最小限にすることとし、根抵当権の移転登記の扱いについて検討を行うなど円滑な移行のため必要な措置を講ずる。
- ・現行政策金融機関の貸付け等の業務の利用者及び債券の所有者の利益が不当に侵害されないよう、必要な経過措置を講ずることとし、そのために法律上の措置等を講ずる。

(3) その他

- ・新体制への移行は、利用者に悪影響を及ぼすことがないように、年度末等の繁忙期や決算期を避け、平成20年10月とする。
- ・本制度設計に基づく、具体的な立法作業については、関連法律が非常に多く、立法に遺漏なきを期すため、所要の体制を速やかに確保した上で、鋭意、作業を進めるものとし、遅くとも次期通常国会に提出する。
- ・既に各機関においても、新体制移行に向けて移行準備室等の検討体制が構築され、協力して作業が開始されたところであるが、行政改革推進本部事務局等との連携を強化し、鋭意、作業を進めることが必要である。

上記のとおり、今後、政府において、本制度設計に基づく具体的な立法作業が進められ、遅くとも次期通常国会に提出される予定となっております。当公庫におきましても引き続き、皆様のご理解をいただきながら、改革の実施に向け、適切に対応してまいります。

貸付け

貸付けの種類・貸付条件・貸付予定額

公庫の貸付業務は

- (1) 地方公共団体に対する一般貸付
- (2) 地方道路公社及び土地開発公社に対する公社貸付
- (3) 農林漁業金融公庫から委託を受けて行う地方公共団体向け受託貸付

に大別されます。

なお、上記一般貸付の対象事業は、上水道、下水道、交通などの公営企業として行う事業と臨時地方道整備事業等の臨時3事業及び公営住

宅事業の普通会計事業に分かれます。

また、一般貸付を貸付期間により区分すると、**長期貸付**、起債許可の見込みが確実な事業に対して長期貸付までのつなぎ資金を同意（許可）前に貸し付ける**同意・許可前貸付**及び公営企業に運転資金等を貸し付ける**短期貸付**の3種類に分けられます。

貸付対象事業、貸付条件及び貸付予定額は下図のとおりです。

(18.4.1現在)

貸付の種類		貸付対象事業	貸付条件				利率の種類	償還の方法	貸付予定額 (億円)		
			固定金利方式 償還期間	固定金利方式 償還期間	利率見直し方式 償還期間	利率見直し方式 償還期間					
一般長期貸付	公営企業債	水道	上水道	28	5	28	5	特別利率	半年賦 元利均等償還	1,664	
			下水道	28	5	28	5	臨時特別利率		221	
			（地域社会基盤整備対策分） （防災・安全対策分） （環境・福祉対策分）	28	5	28	5	臨時特別利率		84	
			（地域社会基盤整備対策分） （防災・安全対策分） （環境・福祉対策分）	25	5	25	5	特別利率		71	
			（地域社会基盤整備対策分） （防災・安全対策分） （環境・福祉対策分）	10	2	—	—	臨時特別利率			
			（地域社会基盤整備対策分） （防災・安全対策分） （環境・福祉対策分）	5	1	—	—				
			（地域社会基盤整備対策分） （防災・安全対策分） （環境・福祉対策分）	10	3	—	—			臨時特別利率	935
			（地域社会基盤整備対策分） （防災・安全対策分） （環境・福祉対策分）	28	5	28	5	特別利率			
			（地域社会基盤整備対策分） （防災・安全対策分） （環境・福祉対策分）	28	5	28	5	臨時特別利率			
			（地域社会基盤整備対策分） （防災・安全対策分） （環境・福祉対策分）	25	5	28	5	特別利率		17	
			（地域社会基盤整備対策分） （防災・安全対策分） （環境・福祉対策分）	15	3	18	3	特別利率			
			（地域社会基盤整備対策分） （防災・安全対策分） （環境・福祉対策分）	15	3	15	3	臨時特別利率			
			（地域社会基盤整備対策分） （防災・安全対策分） （環境・福祉対策分）	20	3	20	3	特別利率		18	
			（地域社会基盤整備対策分） （防災・安全対策分） （環境・福祉対策分）	28	5	28	5	特別利率			
			（地域社会基盤整備対策分） （防災・安全対策分） （環境・福祉対策分）	20	3	20	3	臨時特別利率			
			（地域社会基盤整備対策分） （防災・安全対策分） （環境・福祉対策分）	10	2	—	—	臨時特別利率		682	
			（地域社会基盤整備対策分） （防災・安全対策分） （環境・福祉対策分）	28	5	28	5				特別利率
			（地域社会基盤整備対策分） （防災・安全対策分） （環境・福祉対策分）	20	3	20	3				臨時特別利率
			（地域社会基盤整備対策分） （防災・安全対策分） （環境・福祉対策分）	10	2	—	—	臨時特別利率		43	
			（地域社会基盤整備対策分） （防災・安全対策分） （環境・福祉対策分）	18	3	18	3				特別利率
			（地域社会基盤整備対策分） （防災・安全対策分） （環境・福祉対策分）	28	5	28	5				臨時特別利率
			（地域社会基盤整備対策分） （防災・安全対策分） （環境・福祉対策分）	20	5	20	5	特別利率		59	
			（地域社会基盤整備対策分） （防災・安全対策分） （環境・福祉対策分）	18	3	18	3	臨時特別利率			
			（地域社会基盤整備対策分） （防災・安全対策分） （環境・福祉対策分）	20	5	20	5	特別利率			
			（地域社会基盤整備対策分） （防災・安全対策分） （環境・福祉対策分）	20	3	20	3	臨時特別利率		2	
			（地域社会基盤整備対策分） （防災・安全対策分） （環境・福祉対策分）	28	5	28	5	特別利率			
			（地域社会基盤整備対策分） （防災・安全対策分） （環境・福祉対策分）	10	2	—	—	臨時特別利率			
			（地域社会基盤整備対策分） （防災・安全対策分） （環境・福祉対策分）	28	5	28	5	特別利率		1	
			（地域社会基盤整備対策分） （防災・安全対策分） （環境・福祉対策分）	28	5	28	5	臨時特別利率			
			（地域社会基盤整備対策分） （防災・安全対策分） （環境・福祉対策分）	28	5	28	5	特別利率			
			（地域社会基盤整備対策分） （防災・安全対策分） （環境・福祉対策分）	18	5	28	5	臨時特別利率		23	
			（地域社会基盤整備対策分） （防災・安全対策分） （環境・福祉対策分）	18	3	20	3	特別利率			
			（地域社会基盤整備対策分） （防災・安全対策分） （環境・福祉対策分）	10	2	13	2	臨時特別利率			
			（地域社会基盤整備対策分） （防災・安全対策分） （環境・福祉対策分）	18	3	18	3	特別利率		37	
			（地域社会基盤整備対策分） （防災・安全対策分） （環境・福祉対策分）	10	3	—	—	臨時特別利率			
			（地域社会基盤整備対策分） （防災・安全対策分） （環境・福祉対策分）	10	—	—	—	特別利率			
（地域社会基盤整備対策分） （防災・安全対策分） （環境・福祉対策分）	10	3	—	—	臨時特別利率	38					
（地域社会基盤整備対策分） （防災・安全対策分） （環境・福祉対策分）	10	—	—	—	特別利率						
（地域社会基盤整備対策分） （防災・安全対策分） （環境・福祉対策分）	10	3	—	—	臨時特別利率						
（地域社会基盤整備対策分） （防災・安全対策分） （環境・福祉対策分）	10	3	—	—	特別利率	—					
（地域社会基盤整備対策分） （防災・安全対策分） （環境・福祉対策分）	10	3	—	—	臨時特別利率						
（地域社会基盤整備対策分） （防災・安全対策分） （環境・福祉対策分）	10	3	—	—	特別利率						
（地域社会基盤整備対策分） （防災・安全対策分） （環境・福祉対策分）	10	3	—	—	臨時特別利率	2,000					
（地域社会基盤整備対策分） （防災・安全対策分） （環境・福祉対策分）	10	3	—	—	特別利率						
（地域社会基盤整備対策分） （防災・安全対策分） （環境・福祉対策分）	10	3	—	—	臨時特別利率						
（地域社会基盤整備対策分） （防災・安全対策分） （環境・福祉対策分）	10	3	—	—	特別利率	327					
（地域社会基盤整備対策分） （防災・安全対策分） （環境・福祉対策分）	10	3	—	—	臨時特別利率						
（地域社会基盤整備対策分） （防災・安全対策分） （環境・福祉対策分）	10	3	—	—	特別利率						
（地域社会基盤整備対策分） （防災・安全対策分） （環境・福祉対策分）	10	3	—	—	臨時特別利率	2,986					
（地域社会基盤整備対策分） （防災・安全対策分） （環境・福祉対策分）	10	3	—	—	特別利率						
（地域社会基盤整備対策分） （防災・安全対策分） （環境・福祉対策分）	10	3	—	—	臨時特別利率						
（地域社会基盤整備対策分） （防災・安全対策分） （環境・福祉対策分）	10	3	—	—	特別利率	130					
（地域社会基盤整備対策分） （防災・安全対策分） （環境・福祉対策分）	10	3	—	—	臨時特別利率						
（地域社会基盤整備対策分） （防災・安全対策分） （環境・福祉対策分）	10	3	—	—	特別利率						
（地域社会基盤整備対策分） （防災・安全対策分） （環境・福祉対策分）	10	3	—	—	臨時特別利率	61					
（地域社会基盤整備対策分） （防災・安全対策分） （環境・福祉対策分）	10	3	—	—	特別利率						
（地域社会基盤整備対策分） （防災・安全対策分） （環境・福祉対策分）	10	3	—	—	臨時特別利率						
（地域社会基盤整備対策分） （防災・安全対策分） （環境・福祉対策分）	10	3	—	—	特別利率	—					
（地域社会基盤整備対策分） （防災・安全対策分） （環境・福祉対策分）	10	3	—	—	臨時特別利率						
（地域社会基盤整備対策分） （防災・安全対策分） （環境・福祉対策分）	10	3	—	—	特別利率						
（地域社会基盤整備対策分） （防災・安全対策分） （環境・福祉対策分）	10	3	—	—	臨時特別利率	80					
（地域社会基盤整備対策分） （防災・安全対策分） （環境・福祉対策分）	10	3	—	—	特別利率						
（地域社会基盤整備対策分） （防災・安全対策分） （環境・福祉対策分）	10	3	—	—	臨時特別利率						
（地域社会基盤整備対策分） （防災・安全対策分） （環境・福祉対策分）	10	3	—	—	特別利率	80					
（地域社会基盤整備対策分） （防災・安全対策分） （環境・福祉対策分）	10	3	—	—	臨時特別利率						
（地域社会基盤整備対策分） （防災・安全対策分） （環境・福祉対策分）	10	3	—	—	特別利率						

基準利率・特別利率・臨時特別利率

当公庫の貸付利率には、基準利率、特別利率及び臨時特別利率の3種類があります。平成13年度から、貸付利率は、償還期限及び据置期間並びに償還形態に応じた期間別の金利体系を導入するとともに、従来の「固定金利方式」に加え、「(10年毎) 利率見直し方式」を設けて選択制としています。

上下水道、交通、電気、ガス事業等の住民の日常生活に密接に関連する公営企業分野及び臨時三事業等の基礎的な住民生活基盤の整備に該当する分野の事業については、**特別利率**（基準利率－0.30%）、公営企業が地域社会の課題に対する的確に対応する上で緊急性、必要性が極めて高い事由に焦点を絞り、各事業の中で特に、①

緊急の課題である地方公営企業の経営の健全化や日常生活に不可欠な根幹的社会資本の整備促進を図る「地域社会基盤整備対策分」、②近年早急な対策が求められている防災対策やライフラインの安全性の強化に係る「防災・安全対策分」、③社会的な要請が増大してきている環境対策、公共交通機関のバリアフリー化の促進やへき地・不採算地区での医療の確保に係る「環境・福祉対策分」の3つの政策課題については、**臨時特別利率**（基準利率－0.35%）が適用されます。

利下げ幅は公庫の経営及び金融情勢等を考慮して毎年度予算で設定しています。

平成17年度における貸付利率の推移

区分		年月		17年4月		17年5月		17年6月		17年7月		17年8月	
利率改定日		4/13	4/21	5/18	5/25	6/10	6/29	7/13	7/26	8/10	8/18		
公庫貸付利率	特利28(5)固定金利方式	2.05%	2.00%	1.90%	→	1.85%	1.80%	1.90%	→	2.00%	→		
	臨特28(5)固定金利方式	2.00%	→	1.90%	→	1.80%	→	1.90%	→	2.00%	→		
財政融資資金利率	28(5)固定金利方式	2.00%	→	1.90%	→	1.80%	→	1.90%	→	2.00%	→		

17年9月		17年10月		17年11月		17年12月		18年1月		18年2月		18年3月	
9/9	9/21	10/13	10/20	11/10	11/29	12/9	12/26	1/19	1/25	2/10	2/20	3/10	3/17
1.90%	→	2.00%	→	2.10%	→	2.00%	→	→	→	2.10%	→	2.00%	→
1.90%	→	2.00%	→	2.10%	→	2.00%	→	→	→	2.10%	→	2.00%	→
1.90%	→	2.00%	→	2.10%	→	2.00%	→	→	→	2.10%	→	2.00%	→

※ 公庫貸付利率は、同一償還条件の財政融資資金利率を下限とすることとされていることから、特別利率と臨時特別利率が同じになる場合も生じています。

特別利率等の利下げ財源

基準利率は、原則として当公庫の主な資金原資である公営企業債券の発行コストに見合った水準で決定されていますが、貸付対象事業のうち、9頁に掲げた事業については、基準利率よりも低い特別利率、臨時特別利率が適用されます。この特別利率、臨時特別利率と基準利率との利差を補てんするための財源は、公営競技納付金及び利差補てん引当金等により賄われることとなります。

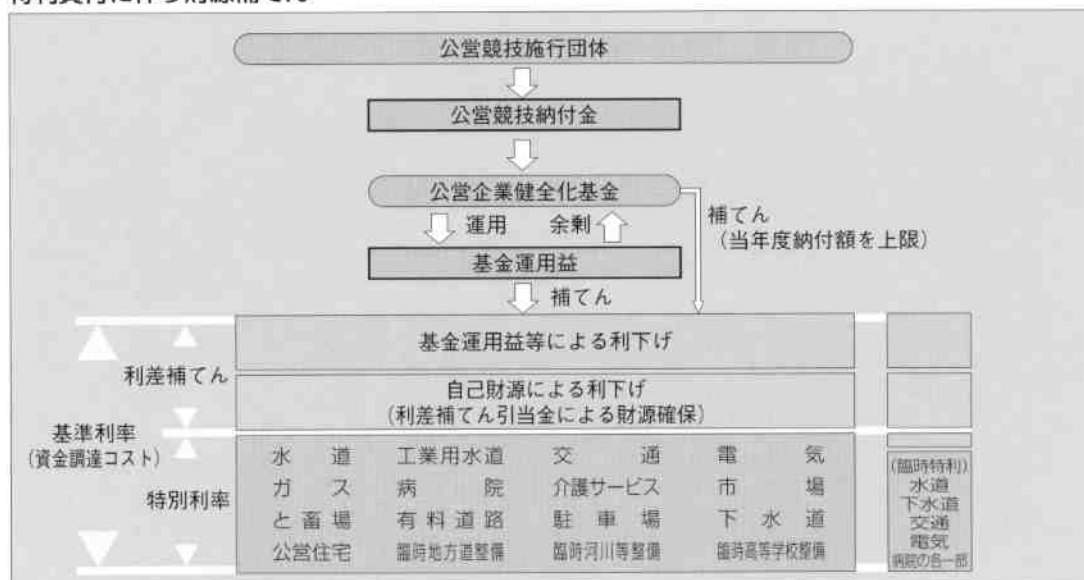
このうち、公営競技納付金は、地方公共団体が行う公営競技（競馬、競輪、オートレース、競艇）の収益の均てん化を図ることを目的に、

その収益の一部を公営競技施行団体から受け入れ、これを公営企業健全化基金に積み立て、その運用収益等を住民の日常生活に関係の深い公営企業等の事業への貸付利率の引き下げの財源として活用しています。

利差補てん引当金は、特別利率による貸付けを安定的に継続していくため、その利下げのための将来の所要財源を確保することを目的に平成13年度に創設されました。

特別利率及び臨時特別利率による貸付けに伴う財源補てんの仕組みは、下図のとおりです。

特利貸付に伴う財源補てん



(注) 地方道路公社に係る有料道路事業の利差補てんについては、全額自己財源である。

最近における公営競技納付金等の推移

区分	年度	平成12	13	14	15	16	17
公営競技納付金 (億円)		224	123	149	109	106	90
公営企業健全化基金 (億円)		8,432	8,475	8,558	8,606	8,676	8,739
公営競技開催権を有する団体数		400	345	316	299	293	260
納付団体数		243	225	213	212	205	190

貸付けの推移

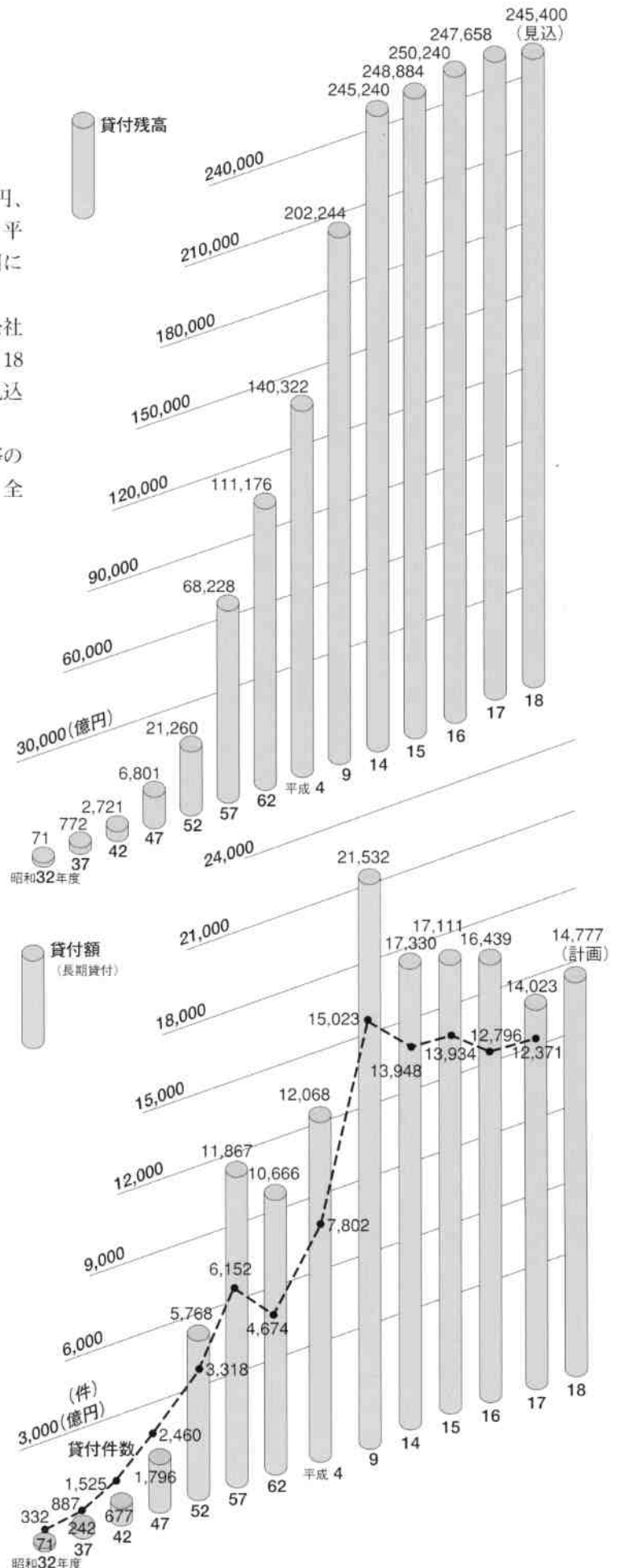
当公庫の貸付残高は、昭和49年度に1兆円、56年度に5兆円を超え、61年度には10兆円、平成9年度には20兆円、平成16年度には25兆円に達しました。

平成18年度は1兆4,777億円の長期貸付（公社貸付を含む、以下同じ。）を予定しており、18年度末の貸付残高は24兆5,400億円余となる見込みです。

また、貸付けを行っている地方公共団体等の数は、平成17年度末現在では、全都道府県、全市をはじめとして2,137団体に及んでいます。



(注) () は貸付団体数

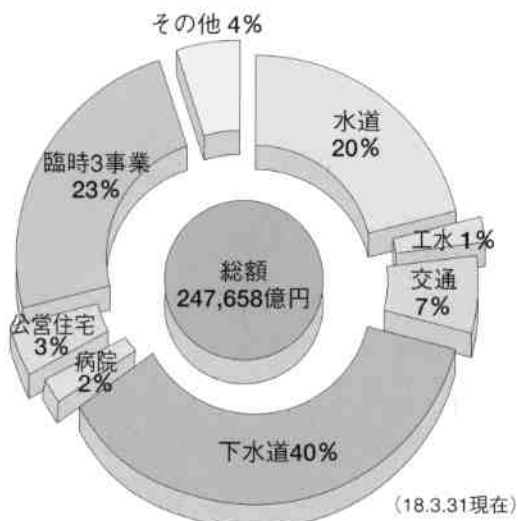


事業ごとの貸付け

当公庫の貸付けを年度別事業別にみると、昭和30年代は上水道、電気、港湾が主な貸付対象事業でしたが、40年代には水道、地域開発、下水道が、50年代には下水道、水道、臨時3事業が主な貸付対象事業となり、最近では下水道事業及び臨時3事業のウェイトが高くなっています。

平成17年度末の貸付残高は24兆7,658億円で、これを事業別にみると下水道事業が最も多く全体の40%を占め、次いで臨時3事業23%、水道事業20%の順になっています。

事業別貸付残高構成比
(受託貸付を除く。)



年度別事業別長期貸付額構成比 (受託貸付を除く。)

昭和	総額 (億円)	水道	工水	交通	電気	ガス	港湾	病院	その他
32年度	71	33%	5%	7%	31%	4%	7%	9%	4%
37年度	242	32	9	3	21	15	8	6	6
42年度	677	43		9	6	3	23	4	9
47年度	1,796	43		7	3	3	5	18	11
52年度	5,768	49		5	8	2	24	6	6
57年度	11,867	23	3	6	27	10	25		6
62年度	10,666	19	3	7	36	5	23		7
平成									
4年度	12,068	18	2	7	1	40	6	19	7
9年度	21,532	17	1	6	1	29	5	35	6
14年度	17,330	14	1	9	1	7	36	3	23
15年度	17,111	14	1	9	1	6	37	3	24
16年度	16,439	14	1	9	1	6	35	2	24
17年度	14,023	13	1	7	1	5	36	2	19
18年度 (計画)	14,777	14	1	7	1	5	34	2	21

水道 交通 病院 下水道 公営住宅 臨時3事業 その他
工水 電気・ガス

(注) 許可前貸付は長期貸付に借り換えられた年度に計上しています。

貸付事業

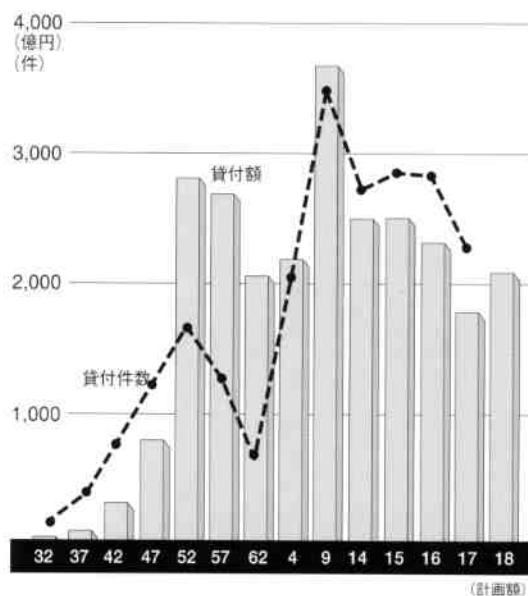
1. 一般貸付

特別利率適用事業

水道事業

地方公共団体が経営する水道事業（簡易水道事業を含む。）は、2,968事業あり、年間約192億 m^3 の給水を行っており、給水人口は約1億2,383万人となっています。

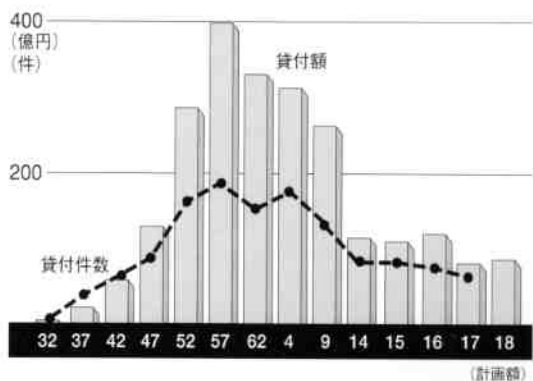
平成18年度の貸付額は、2,085億円を予定しています。



工業用水道事業

地方公共団体が経営する工業用水道事業は、148事業267施設あり、6,189箇所の工場等に年間約47億 m^3 を給水しています。

平成18年度の貸付額は、84億円を予定しています。



(注) 各事業の事業数等は平成16年度のものです。

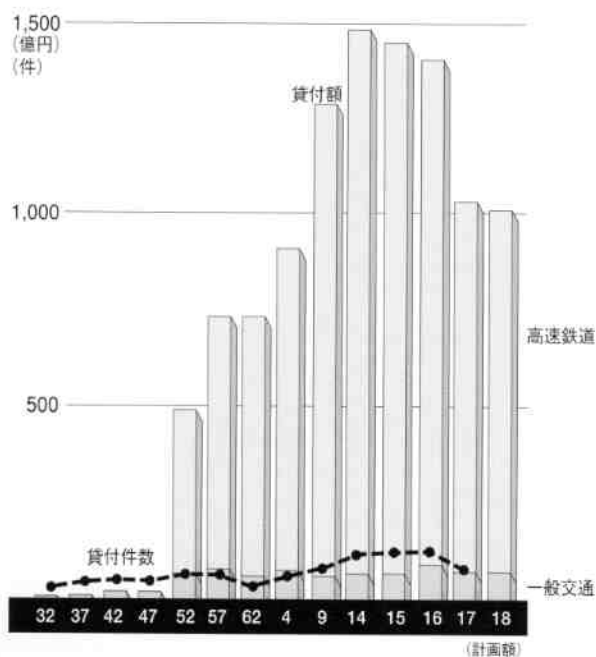


御所浄水場（奈良県・水道事業）
水道水をつくるための電力等、水道事業について省エネルギー化を図るため、太陽光発電施設を導入し、地球温暖化対策に積極的に取り組んでいます。

交通事業

地方公共団体が経営する交通事業は、93団体111事業あり、年間延べ約39億人（1日平均1,072万人）に利用されています。公営交通事業が旅客輸送機関に占める割合を年間の輸送人員からみると、バスでは28.0%、地下鉄では69.7%となっています。

平成18年度の貸付額は1,006億円を予定しています。



貸付事業



札幌市営地下鉄（札幌市・交通（地下鉄）事業）
寒冷な冬季の気候や積雪に左右されない、札幌の公共交通ネットワークの中核として活躍しています。

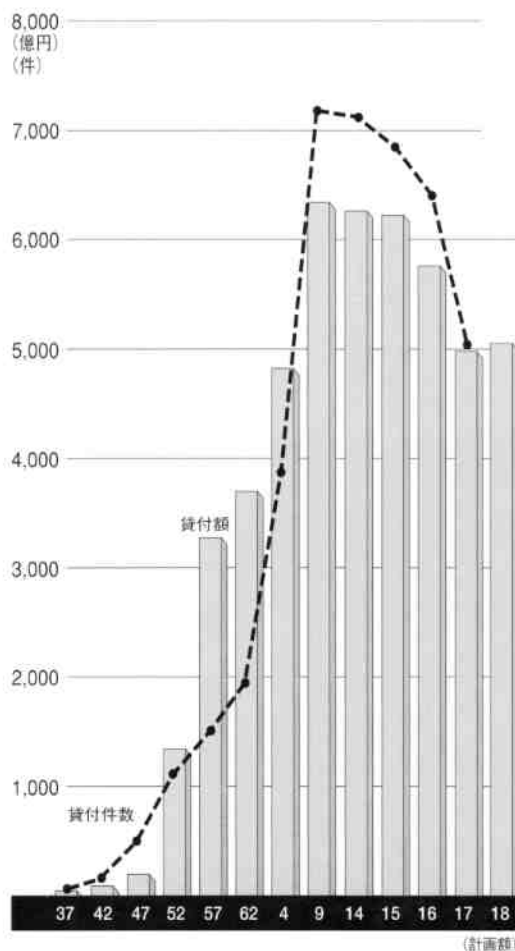


アクアパークモデル事業（山口県下関市・下水道事業）
下水道資源を積極的に活用・整備した親水池や人口滝等は、市民の憩いの場として親しまれ、多くの市民に下水道のアピールとイメージアップが図れる場となっています。

下水道事業

地方公共団体が行う下水道事業は、4,343事業で、平成16年度末における現在処理区域内人口は9,141万人、全国人口に対する現在処理区域人口の割合は70.9%となっています。

平成17年度の貸付額は、長期貸付額全体の約4割を占めています。また、平成18年度の貸付額は、5,035億円を予定しています。



電気事業・ガス事業

地方公共団体が経営する電気事業は、130事業494発電所で、発電能力は最大出力393万kW、年間発電電力量は158億kWhに達しています。

また、地方公共団体は、47のガス事業を営し、109万戸の家庭に年間339億MJのガスを供給しています。

平成18年度の貸付額は、35億円を予定しています。

病院事業

地方公共団体が経営する病院事業は、728事業で、これらの事業が有する病院の数は、一般病院953、結核病院1、精神病院46となっています。

平成18年度の貸付額は682億円を予定しています。

介護サービス事業

地方公共団体が運営する介護サービス事業は768事業となっています。介護報酬で運営される老人デイサービスセンター、特別養護老人ホーム等の整備事業及び介護のために必要な機械器具の整備事業に対して貸付けを行っています。

平成18年度の貸付額は43億円を予定しています。

市場事業

地方公共団体が経営する市場事業は、182事業で、年間の取扱量は、野菜815万トン、果実318万トン、水産物483万トン、肉類その他84万トンに達し、生活物資の流通の近代化に貢献しています。

地方公共団体による市場の整備は、流通近代化促進の要請から積極的に進められており、平成18年度の貸付額は、59億円を予定しています。

駐車場事業

地方公共団体が経営する駐車場事業は、250事業692施設であり、公営駐車場の収容能力は12万5千台、1日平均利用台数は18万1千台となっています。

平成18年度の貸付額は、23億円を予定しています。

と畜場事業

地方公共団体が経営すると畜場事業は、80事業で、平成16年度における年間処理実績は476万頭となっております。

平成18年度の貸付額は2億円を予定しています。

有料道路事業

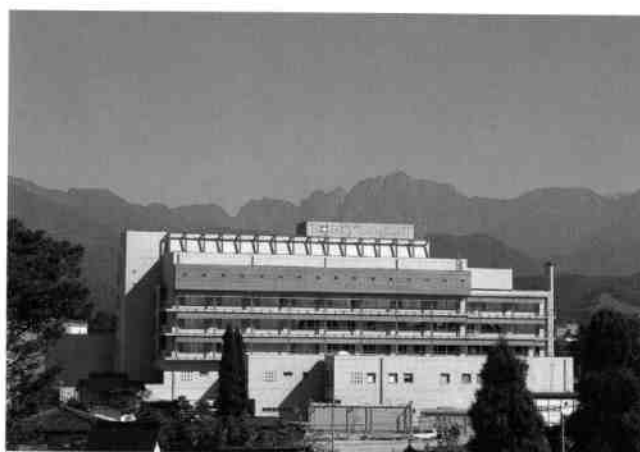
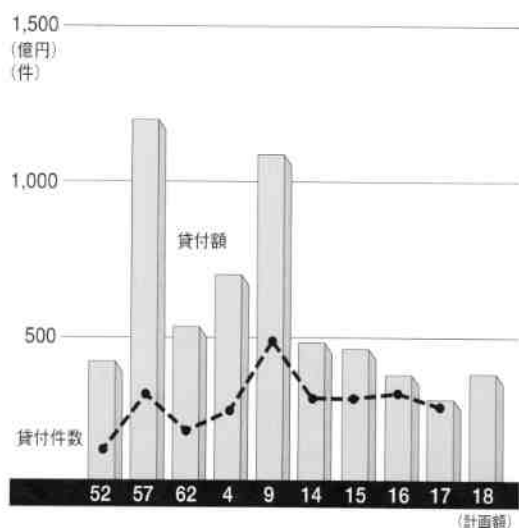
地方公共団体が経営する有料道路事業は、5事業5路線で道路延長は15kmに達しています。

平成18年度の貸付額は、1億円を予定しています。

公営住宅事業

公営住宅は、地方公共団体により建設され、16年度末では約219万戸が管理されています。

公営住宅事業への貸付けは、昭和52年度から開始されました。平成18年度の貸付額は327億円を予定しています。

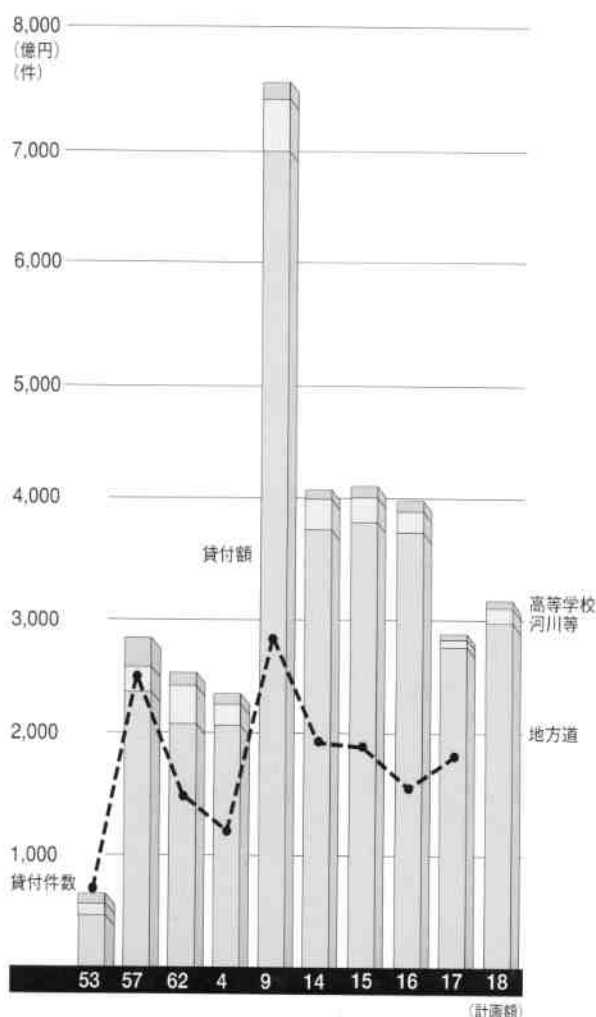


かみいち総合病院（高山県上市町・病院事業）
地域の中核病院として高度で良質な信頼される医療と期待に応える看護の提供をめざします。

臨時地方道整備事業等臨時3事業

臨時地方道整備事業等の臨時3事業は、生活関連道路としての地方道の建設、中小河川の整備及び高等学校の老朽校舎の改築等の事業の促進を主な目的として、昭和53年度から公庫の貸付対象事業に加えられました。

平成17年度の貸付額は、長期貸付額全体の19.3%を占めています。また、平成18年度の貸付額は3,177億円を予定しています。



貸付事業



市川三郷身延線 新万年橋（山梨県・臨時地方道整備事業）
主要地方道の市川三郷身延線における、一般河川新川とJR身延線をまたぐ跨線橋であり、この開通により交通の円滑化が図られ、道路利用者の満足度も向上しています。



県立青森東高等学校（青森県・臨時高等学校整備事業）
老朽化した校舎を改築したことにより、利用者である生徒の利便性や満足度が向上し、さらには教員等の職場環境の改善が図られています。

基準利率適用事業

地域開発事業（市街地再開発事業を含む。）

地方公共団体が地域開発のために行う臨海・内陸工業用地等の造成事業、流通業務団地及び住宅用地の造成事業その他土地区画整理事業として行われる宅地造成事業に対して貸付けを行っています（継続事業のみ）。

平成18年度の貸付額は、38億円を予定しています。

港湾整備事業

地方公共団体が経営する港湾整備事業としては、111事業で、埋立、荷役機械、上屋、倉庫、貯木場、引船などの事業を行っています。

平成18年度の貸付額は、63億円を予定しています。

観光施設事業（産業廃棄物処理事業を含む。）

観光施設事業は、休養宿泊事業214事業をはじめ、ロープウェイ79事業、その他観光事業（温泉、城、資料館、動植物園等）207事業が行われています。

平成18年度の貸付額は、37億円を予定しています。

2. 公社貸付

有料道路事業（特別利率適用事業）

港湾整備事業（基準利率適用事業）

地方道路公社及び土地開発公社への貸付けは、昭和47年度から開始されました。

現在、地方道路公社の行う有料道路事業とともに、土地開発公社の行う事業のうち港湾整備事業（埋立）を貸付対象にしています。

平成18年度の貸付額は、公社貸付全体で80億円を予定しています。

3. 受託貸付

公有林整備事業・草地開発事業

公有林整備事業及び草地開発事業に対する貸付けは、農林漁業金融公庫から委託を受けて行っているものであり、造林及び牧野の造成、改良等の事業を行う地方公共団体が貸付対象となっています。公有林整備事業は昭和35年度、草地開発事業は昭和42年度からそれぞれ貸付けを行っています。平成18年度の貸付額は、245億円を予定しています。



アルコピアスキー場（岐阜県高山市・観光事業）
全長2,300mのロングコースを楽しむことができ、山頂からは北アルプスの名峰が一望できます。初心者や子供専用のゲレンデもあり、家族連れにぴったりのホームゲレンデです。

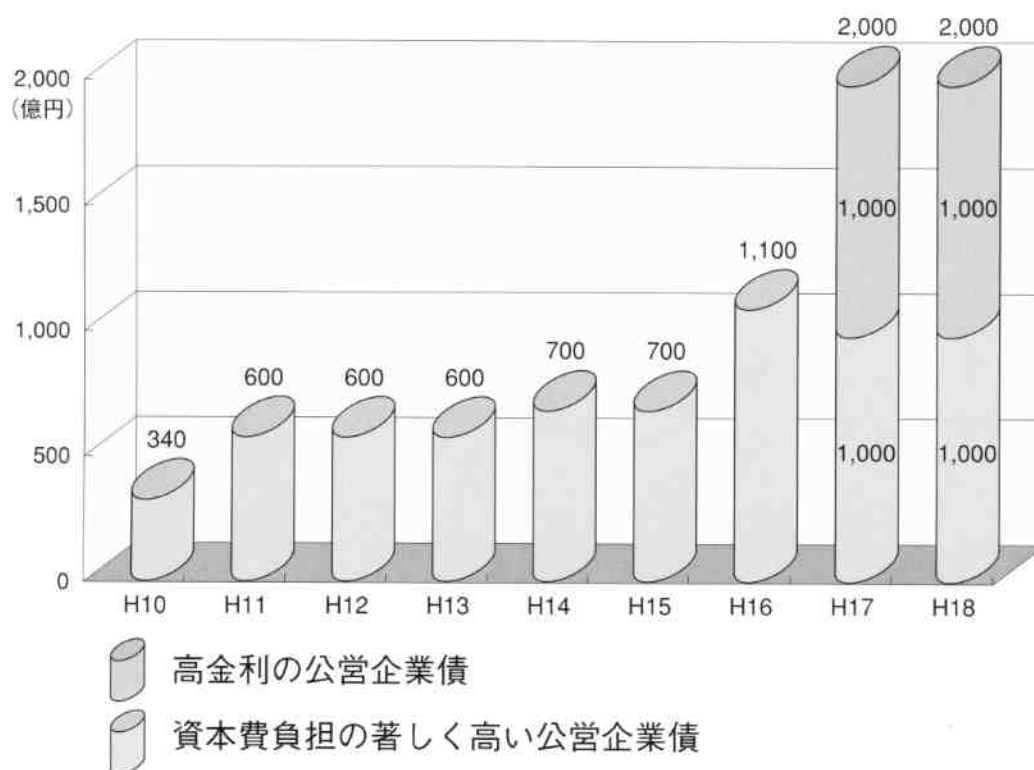


名古屋高速道路 清洲JCT付近（名古屋高速道路公社・有料道路事業）
東名阪自動車道と接続することにより、この地域のみならず県営名古屋空港などの拠点を結ぶ広域交通網の中ですます大きな役割が期待されています。

4. 公営企業借換債

地方公営企業の経営の健全化を一層推進するため、資本費負担の著しく高い公営企業債（上水道事業、工業用水道事業、地下鉄事業および下水道事業）及び高金利の公営企業債（上水道事業及び下水道事業：平成17年度から1,000億円）について、一定の要件に基づいて公庫の経営に支障のない範囲で借換えを実施し、金利負担の軽減を図っています。

借換債の推移



資金の調達

当公庫の貸付原資等の資金は、財政融資資金からの借入れによることなく大部分を公営企業債券の発行により調達しています。

公営企業債券

公営企業債券には、政府保証国内債・外債、財投機関債及び地方公務員共済組合連合会を引受先とする縁故債とがあります。

発行額

公営企業債券の発行限度額は、毎年度の政府関係機関予算総則によって決定され、そのうちの政府保証債については財政投融资計画に計上されています。

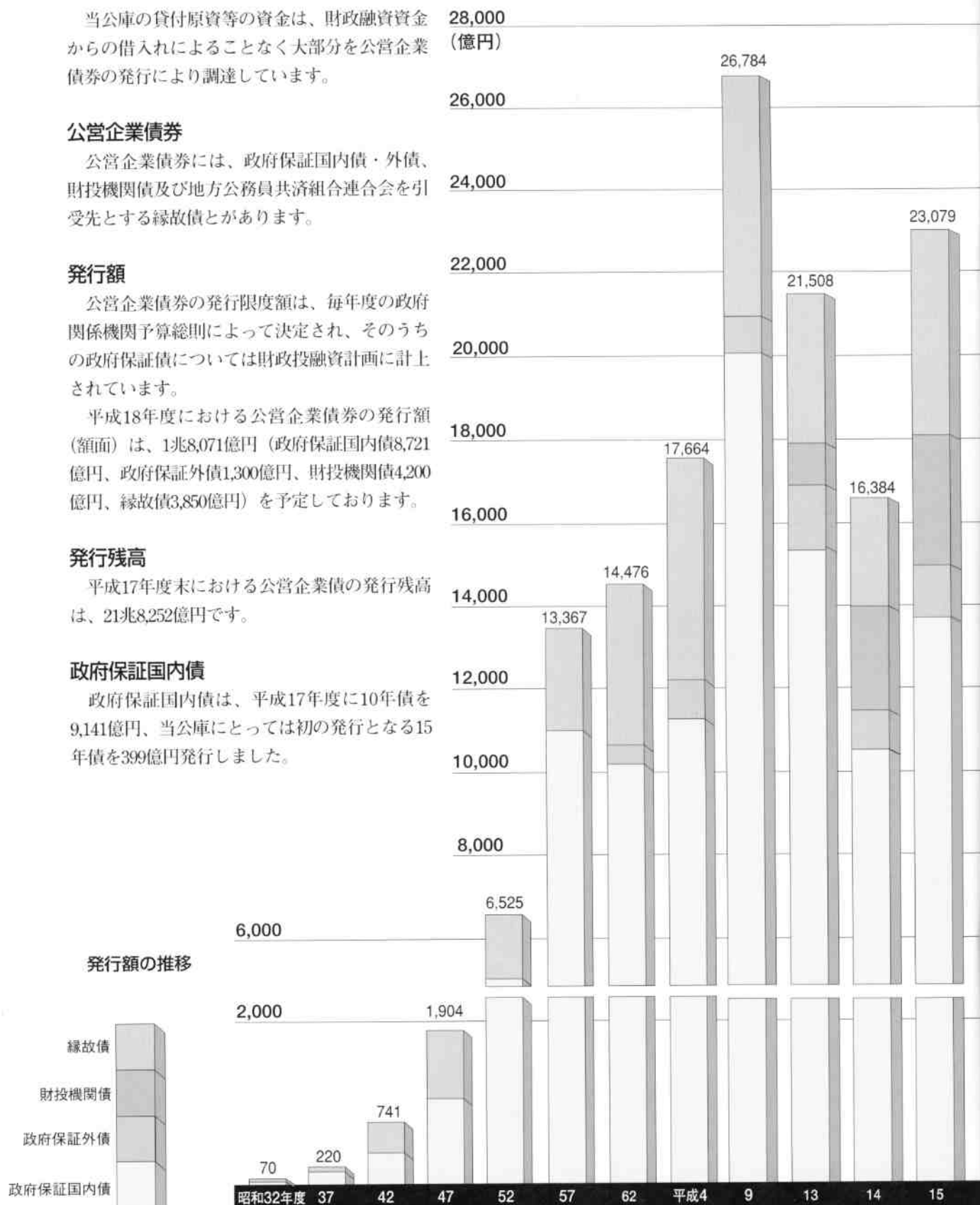
平成18年度における公営企業債券の発行額(額面)は、1兆8,071億円(政府保証国内債8,721億円、政府保証外債1,300億円、財投機関債4,200億円、縁故債3,850億円)を予定しております。

発行残高

平成17年度末における公営企業債の発行残高は、21兆8,252億円です。

政府保証国内債

政府保証国内債は、平成17年度に10年債を9,141億円、当公庫にとっては初の発行となる15年債を399億円発行しました。



政府保証外債

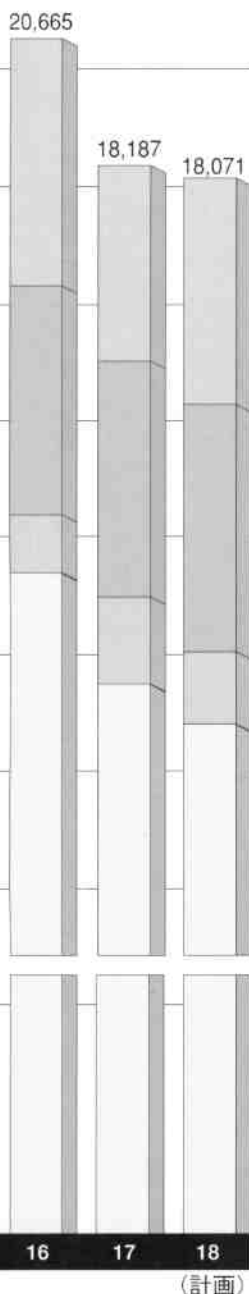
政府保証外債は、昭和58年度に第1回スイスフラン債を発行して以来、米ドル、ユーロ、円、スイスフラン等の多様な通貨により、発行しています。平成17年度には、12億米ドル（1,297億円）を発行しました。

縁故債

縁故債は、平成17年度において、全額地方公務員共済組合連合会引受により、3,350億円を発行しました。

財投機関債

財投機関債は、平成13年度以来、多様な年限、形態により、発行しています。平成17年度には、4,000億円を発行しました。



平成17年度公営企業債券発行状況

○政府保証国内債

・10年債

発行日	回 号	発行額（億円）	表面利率（％）	発行価格（円）
平成17年4月21日	850	2,000.0	1.4	99.95
平成17年5月25日	851	1,800.0	1.3	99.50
平成17年6月29日	852	500.0	1.3	100.00
平成17年7月26日	853	500.0	1.2	99.20
平成17年8月18日	854	500.0	1.4	99.80
平成17年9月21日	855	500.0	1.3	99.20
平成17年10月20日	856	500.0	1.5	99.20
平成17年11月29日	857	500.0	1.6	99.85
平成17年12月26日	858	500.0	1.5	99.90
平成18年1月25日	859	600.0	1.5	100.00
平成18年2月20日	860	600.0	1.6	100.00
平成18年3月17日	861	640.8	1.6	99.25
合 計		9,140.8	—	—

・15年債

発行日	回 号	発行額（億円）	表面利率（％）	発行価格（円）
平成17年6月22日	1	399.0	1.6	100.12

○政府保証外債

区分	発行額（億円）	表面利率（％）	発行価格（％）
第2回グローバル・ドル債 （発行日：平成17年4月21日）	1,297.2	4.625	99.045

○財投機関債

発行日	区分・回号	発行額（億円）	表面利率（％）	発行価格（円）
平成17年4月21日	10年・第14回	400.0	1.45	99.99
平成17年4月21日	20年・第11回	200.0	2.11	99.93
平成17年5月17日	30年・第6回	200.0	2.45	99.89
平成17年6月14日	20年・第12回	200.0	2.03	99.85
平成17年6月20日	10年・第15回	400.0	1.33	99.93
平成17年7月19日	物価連動・第2回	200.0	0.45	100.00
平成17年9月7日	20年・第13回	200.0	2.16	99.85
平成17年9月8日	10年・第16回	400.0	1.49	99.97
平成17年10月19日	20年・第14回	200.0	2.20	99.96
平成17年10月26日	30年・第7回	200.0	2.67	99.91
平成17年11月11日	10年・第17回	400.0	1.57	100.00
平成17年12月21日	20年・第15回	200.0	2.15	100.00
平成18年1月30日	30年・第8回	200.0	2.50	99.87
平成18年2月2日	20年・第16回	200.0	2.10	99.87
平成18年2月7日	10年・第18回	400.0	1.53	99.98
合 計		4,000.0	—	—

財務の状況

公庫の決算の流れ

公庫は、公営企業金融公庫法第28条の規定に基づき、毎事業年度ごとに決算報告書及び財務諸表を作成し、監事の意見を付して主務大臣を経由し財務大臣に提出します。さらに、財務諸表については財務大臣の承認を受けるとともに、決算報告書及び財務諸表については、官報に公告し、かつ、附属明細書及び業務報告書とともに事務所に備え置き、一般の閲覧に供しています。毎事業年度の決算報告書及び財務諸表は、その後内閣に送付され、決算報告書について会計検査院の検査を経た上、財務諸表とともに国会に提出されます。

平成17年度決算の状況

公庫の平成17年度の利益は、貸付金利息7,771億11百万円、余裕資金運用益1億21百万円、公営企業健全化基金より受入26億54百万円、利差補てん引当金戻入222億27百万円、その他の利益10億40百万円の合計8,031億53百万円でした。

これに対し、損失は、債券利息4,216億8百万円、支払雑利息3億47百万円、債券発行諸費33億41百万円、固定資産減価償却費70百万円、利差補てん

引当金繰入495億2百万円、債券借換損失引当金繰入3,147億93百万円、その他の損失42億38百万円の7,938億98百万円で、利益との差額92億55百万円を債券発行差金及び債券発行費の償却費に充当したため利益金は生じませんでした。

以下、主な科目について説明します。

(1) 公営企業健全化基金

公営企業健全化基金は、公営競技（地方競馬、競輪、オートレース及び競艇）の収益について地方公共団体間の均てん化を図るため、地方財政法第32条の2の規定により納付される公営競技納付金とその運用益を財源として、地方債の利子の軽減に資するために設けられた基金です。

平成17年度については、期首残高8,675億56百万円に対し、納付金収入は90億23百万円で、その運用収益は282億18百万円でした。一方、17年度における基金による利差補てん所要額は308億59百万円で、これに上記運用収益の額から基金管理費を控除した額282億5百万円を充て、更に不足する額について、公営企業金融公庫法第28条の4第3項ただし書きの規定に基づき当該年度の納付金収入額のうち26億54百万円を充てた結果、17年度期末残高は8,739億25百万円となりました。

損益計算書（平成13年度～平成17年度）

（単位：百万円）

科目	年度	13	14	15	16	17
<損失>						
債券利息		679,223	617,509	542,452	477,873	421,608
借入金利息		0	2	0	—	—
支払雑利息		—	291	347	347	347
債券発行諸費		4,793	4,310	5,456	4,052	3,341
償却費		16,574	10,649	12,154	12,568	9,325
20固定資産減価償却費		49	56	55	65	70
債券発行差金償却		4,072	4,056	5,256	6,978	4,370
債券発行費償却		12,453	6,537	6,844	5,525	4,885
利差補てん引当金繰入		45,281	65,787	58,492	54,030	49,502
債券借換損失引当金繰入		202,921	245,780	272,681	285,087	314,793
その他の損失		1,735	1,807	1,736	16,695	4,238
合計		950,528	946,134	893,318	850,652	803,153
<利益>						
貸付金利息		939,037	908,349	861,938	822,312	777,111
長期・許可前貸付利息		939,036	908,349	861,938	822,312	777,109
短期貸付利息		1	—	—	—	2
余裕資金運用益		2,060	138	113	77	121
受入雑利息		1,024	962	—	—	—
公営企業健全化基金より受入		7,963	6,609	6,100	3,659	2,654
利差補てん引当金戻入		—	24,510	24,178	23,465	22,227
その他の利益		444	5,565	990	1,138	1,040
合計		950,528	946,134	893,318	850,652	803,153

注）四捨五入により計が一致しない場合がある。

(2) 利差補てん引当金

公庫は、貸付対象事業のうち、住民生活に特に密着した事業等については、基準利率よりも低い特別利率による貸付けを行っています。

この特別利率による貸付けの補てん財源は、平成12年度までは(1)の公営企業健全化基金と国庫補給金が充てられてきましたが、国庫補給金が12年度をもって廃止されたため、この国庫補給金に代わる補てん財源として13年度に利差補てん引当金が創設されました。

平成17年度については、公営企業金融公庫法施行令第15条の2第1項の規定に基づき、公営企業金融公庫法施行規則第2条及び附則第2条で定められているところにより算定した額495億2百万円を繰入れ、222億27百万円を取り崩しました。

(3) 債券借換損失引当金

公庫の貸付けは、地方公共団体等が行う公営企業等の事業に対して、貸付期間平均25年の固定金利（平成13年度からは固定金利方式と10年毎の利率見直し方式の選択制を導入）で貸付けを行っています。一方、貸付けの原資はその大部分を10年の政府保証債を中心とする債券発行で調達しています。

貸借対照表（平成13年度～平成17年度）

（単位：百万円）

科目	年度	13	14	15	16	17
<資産の部>						
貸付金	金	24,047,148	24,524,082	24,888,435	25,024,051	24,765,895
受託貸付	金	432,149	424,221	414,616	405,272	395,257
現有金	預	1,011,400	792,214	586,073	665,836	621,063
未償還	証	205,000	169,330	129,999	—	99,984
繰上	収	27,601	26,235	24,799	23,611	22,137
繰上	定	2,802	2,696	2,581	2,570	2,525
繰上	延	—	—	—	—	—
繰上	資	—	—	—	—	—
繰上	行	—	—	—	—	—
繰上	差	—	—	—	—	—
繰上	金	—	—	—	—	—
繰上	費	—	—	—	—	—
合計		25,726,100	25,938,777	26,046,503	26,121,340	25,906,861
<負債及び資本の部>						
債券	金	22,875,916	22,805,942	22,614,091	22,377,652	21,825,203
受託貸付	金	432,149	424,221	414,616	405,272	395,257
未払費用	用	15,930	13,379	12,880	12,540	13,549
雑勘定	定	11,169	8,932	6,850	5,208	3,747
基本公営企業健全化基金	金	847,528	855,838	860,607	867,556	873,925
利差補てん引当金	金	45,281	86,558	120,872	151,437	178,711
債券借換損失引当金	金	1,481,527	1,727,307	1,999,988	2,285,075	2,599,868
資本	金	16,600	16,600	16,600	16,600	16,600
合計		25,726,100	25,938,777	26,046,503	26,121,340	25,906,861

注）四捨五入により計が一致しない場合がある。

このように、貸付期間と資金調達期間との間にかい離があることから、金利の変動に伴い生じるリスクに備えるため、平成元年度に債券借換損失引当金が創設されました。

平成17年度については、公営企業金融公庫法施行令第16条第1項の規定による主務大臣の承認を受けた額3,147億93百万円を繰入れました。この結果、債券借換損失引当金の累積額は、前期末の2兆2,850億75百万円に当期分を加えて2兆5,998億68百万円となりました。

(4) 繰延資産

繰延資産については、「公庫の国庫納付金に関する政令」第1条第4項の規定に基づき財務大臣の定める方法により償却することとされており、発生額の92億55百万円を全額償却しました。

このため、繰延資産の期末残高は0となりました。

(5) 資本金

資本金は、166億円（全額政府出資）となっています。

財務の状況

(参考) 平成17年度行政コスト計算書について

公庫では、「公庫の決算の流れ」、「平成17年度決算の状況」でご紹介したとおり、法令の規定に基づき、財務大臣の承認を経て、平成17年度の財務諸表を作成、公表したところですが、併せて仮に民間企業として活動しているとした場合に、最終的に国民負担に帰すべきコストはどのようなかを明らかにする目的で行政コスト計算書を作成、公表することとされています。17年度のポイントは次のとおりです。

1. 行政コスト計算書上、行政コストはマイナス3,402億21百万円となっています。

2. 民間企業仮定貸借対照表では、資本の部に利差補てん積立金、金利変動積立金及び次期繰越利益金を計上しています。

利差補てん積立金は、利下げ財源に充てていた国庫補給金の廃止後も、財務の健全性を確保しつつ引き続き地方公共団体等に対し利子軽減貸付を行っていくため、法令改正により13年

行政コスト計算書

(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)

(単位：百万円)

I 業務費用			
仮定損益計算書上の費用			
資金調達費用	427,491		
その他業務費用	8,572		
営業経費	1,702		
その他経常費用	0		
特別損失	2,622		440,389
(控除)業務収入			
資金運用収益	△777,110		
投資取引等収益	△209		
その他業務収益	△158		
その他経常収益	△3,479		
特別利益	0		△780,958
業務費用合計			△340,569
II 機会費用			
政府出資等の機会費用	293		
公務員からの出向に係る退職給付引当金増加額	64		
機会費用合計			348
行政コスト			△340,221

民間企業仮定貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	621,063	債券	21,839,073
貸付金※1	24,765,894	受託貸付資金	395,257
有価証券	99,995	その他負債	18,211
国債	99,995	未払金	0
受託貸付金	395,257	長期未払金	1,991
その他資産	52,804	未払費用	13,547
未収収益	22,171	債券発行差金	2,672
債券発行差金	28,289	賞与引当金	60
その他の資産	2,342	退職給付引当金	200
動産不動産	2,525	公営企業健全化基金	873,924
土地建物動産	2,838	(負債の部合計)	23,126,728
減価償却累計額	△416	(資本の部)	
保証金権利金	103	資本金	16,600
貸倒引当金	-	剰余金	2,794,212
資産の部合計	25,937,540	利差補てん積立金※2	178,711
		金利変動積立金※3	2,599,867
		次期繰越利益金	15,633
		(資本の部合計)	2,810,812
		負債及び資本の部合計	25,937,540

注) 計数は百万円単位未満を切り捨てたものである。なお、民間企業仮定貸借対照表、民間企業仮定損益計算書、キャッシュフロー計算書及び民間企業仮定利益金処分計算書においても同じである。

※1 貸付金のうち、「銀行法施行規則」(昭和57年3月31日大蔵省令第10号)第19条の2第1項第5号ロに該当する「破綻先債権」、「延滞債権」、「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」はない。

※2 利差補てん積立金は、法定の財務諸表では特別法上の引当金等である「利差補てん引当金」として表示している。

※3 金利変動積立金は、法定の財務諸表では特別法上の引当金等である「債券償還損失引当金」として表示している。

度に創設した利差補てん引当金に相当するものです。

金利変動積立金は、主として10年満期で調達した資金をより長期（最長28年）の資金に置き換えて供給していることから、債券の借換えに伴う金利変動リスクに備える必要があるため、法令の規定により積み立てが義務付けられている債券借換損失引当金に相当するものです。

次期繰越利益金は、債券発行差金について当年度一括償却しているものを繰延資産に計上したこと等に伴うものです。

3. 民間企業仮定損益計算書では、当期利益を3,405億69百万円計上しています。

前述の通り、法令の規定により積み立てが義務付けられている債券借換損失引当金等への繰入額を損失として計上しなかったこと等によるものであり、法定財務諸表では利益は発生して

民間企業仮定損益計算書

(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	780,958
資 金 運 用 収 益	777,110
貸 付 金 利 息	777,110
役 務 取 引 等 収 益	209
受 託 手 数 料	209
そ の 他 業 務 収 益	158
預 け 金 利 息	146
有 価 証 券 利 息	12
そ の 他 経 常 収 益	3,479
公 営 企 業 健 全 化 基 金 取 組 益	2,654
そ の 他 の 経 常 収 益	825
経 常 費 用	437,766
資 金 調 達 費 用	427,491
債 券 利 息	421,372
債 券 発 行 差 金 償 却	6,118
そ の 他 業 務 費 用	8,572
債 券 発 行 費	8,225
そ の 他 の 支 払 利 息	347
営 業 経 費	1,702
一 般 管 理 費	1,468
賞 与 引 当 金 繰 入 額	60
退 職 給 付 費 用	4
減 価 償 却 費	168
そ の 他 経 常 費 用	0
経 常 利 益	343,192
特 別 損 失	2,622
債 券 償 還 損	2,622
当 期 利 益	340,569

キャッシュ・フロー計算書

(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	当 期
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
貸付金回収による収入	1,663,408
貸付金払出による支出	△1,405,252
貸付金利息収入	778,192
債券発行による収入	1,814,329
債券償還による支出	△2,375,635
債券利息支出	△420,192
債券発行費支出	△8,225
受託手数料収入	254
運用利息収入	120
業務経費支出	△1,547
その他業務活動による収入	825
業務活動によるキャッシュ・フロー	46,277
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	△99,983
動産不動産の取得による支出	△90
投資活動によるキャッシュ・フロー	△100,074
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
公営競技納付金収入	9,023
財務活動によるキャッシュ・フロー	9,023
IV 現金及び現金同等物に係る換算価額	—
V 現金及び現金同等物の減少額	△44,773
VI 現金及び現金同等物の期首残高	665,836
VII 現金及び現金同等物の期末残高	621,063

財務の状況

いません。

4. キャッシュ・フロー計算書では、現金及び現金同等物の期末残高が6,210億63百万円となっています。

これは、翌年度の4月及び5月の貸付け等に必要資金の一部を予め留保していることによ

るものです。

5. リスク管理債権は存しないため、貸倒引当金を計上していません。

貸付先が地方公共団体等であり、貸倒れのリスク・実績がないことによるものです。

民間企業仮定利益金処分計算書（平成18年3月31日）

（単位：百万円）

当期末処分利益金		
前期繰越利益金	17,131	
当期利益金	340,569	357,700
任意積立金取崩額		
利差補てん積立金	22,227	22,227
利益処分額		
利差補てん積立金※1	49,501	
金利変動積立金※2	314,792	364,294
次期繰越利益金※3		15,633

※1 利差補てん積立金は、利子を軽減された資金の貸付けにより生じる損失に充てるため、公営企業金融公庫法施行令（昭和32年政令第79号）第15条の2第1項の規定に基づき算定している額である。

※2 金利変動積立金は、発行済みの公営企業債券の償還により生じる損失に備えるため、公営企業金融公庫法施行令第16条第1項の規定に基づき算定している額である。

※3 次期繰越利益金は、法定の財務諸表では一括償却している債券発行差金の償却繰り延べ額等である。

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第4条に規定する債権区分ごとの貸倒引当金の引当状況及びリスク管理債権との関係

公営企業金融公庫の貸付は、地方公共団体向け貸付並びに設立地方公共団体の連帯債務保証を付した地方道路公社及び土地開発公社向け貸付に限られています。金融再生法に基づく開示債権は、全て正常債権（24,765,894百万円）であり、破産更正債権及びこれらに準ずる債権、

危険債権、要管理債権は0円です。また、銀行法に基づくリスク管理債権も0円です。

貸倒引当金は、過去の貸倒実績率及び予想損失率に基づき算出しており、その結果、貸倒引当金残高は0円であります。

適切な業務運営の実施

各種リスクへの対応

公庫は、金融機関に要請される様々なリスクへの対応についての確な取り組みを行うため、リスクマネジメント会議を設け、リスク管理体制の充実に努めています。

各種リスクに対する公庫の現在の対応状況等については、以下のとおりです。

1 信用リスク

公庫の貸付対象は、その額の約99%は地方公共団体であり、回収の危険性又は価値の毀損の危険性はありません。残りの1%が地方公社（地方道路公社、土地開発公社）であり、地方公社に対する貸付についても、貸付条件として設立地方公共団体の連帯債務保証を義務付けており、これについても、回収の危険性等はありません。

これまでに支払遅延、貸倒れ等の債務不履行は1件も発生していませんが、引き続き、債権管理を的確に行うことによって、貸付金等の確実な回収に努めています。

2 金利リスク

公庫は、地方公営企業等に対し、最長28年（平均25年）の固定金利で貸付を行い、一方で貸付の原資はその大部分を期間10年の政府保証債を中心とする債券発行で賄っているため、貸付金が返還されるまでの間に通常2回の借換が必要となるため、借換に伴う金利変動リスクを負っていることとなります。

このような金利変動リスクに対しては、次のように対応しています。

- ① 金利変動による借換損が生じる場合に備え、平成元年度より、債券借換損失引当金を引き当てています。
- ② 貸付と資金調達の間隔のギャップを縮小するため、償還期間が10年を超える超長期債の継続的な発行に努めています。

3 その他のリスク

公庫は外貨建て債券の発行に伴う為替リスクをヘッジするため、通貨スワップ及び長期

為替先物予約を行っています。

また、コンプライアンス委員会を設置すること等により、法令等の遵守の徹底を図っています。このほか、システムリスク管理に関する規程を整備すること等により、公庫の情報資産の保護と適切な活用を図っています。

効率的で開かれた経営

公庫は、少人数の体制（役員5名、職員80名、4部8課）で極めて効率的に業務を執行しており、各政府金融機関においては業務の内容等が異なる面もありますが、当公庫の事務経費率は政府金融機関の中で最も低い水準とされています（下のグラフ参照）。今後とも業務の合理化、効率化をさらに徹底し、最小の費用・人員で最大の効果をあげるため、より一層の経営努力を継続的に行っていく必要があります。なお、当公庫では、国・地方における電子政府の取組みに歩調を合わせ、地方公共団体等との事務手続きの電子化にも積極的に取り組んでいくこととしています。

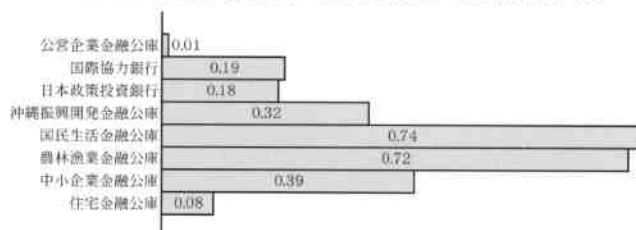
また、平成10年8月からは、地方公共団体の意向をより一層業務に反映させ、公庫の健全な経営に資するため、県、政令指定都市、市、町村の代表から構成される公営企業金融公庫運営協議会を設置しました。

さらに、説明責任（アカウンタビリティ）の確保、市場の信任の確保等の観点からディスクロージャーの充実に努めるとともに、情報公開制度に対しても適切に対応していく必要があります。また、効果的・効率的な業務運営に資する観点から、政策評価の適正な実施にも取り組んでいます。

（参考）

（単位：％）

政府金融機関の事務経費率【事務費等の合計額/長期貸付平均残高】（H13年度）



（総務省「政府金融機関等による公的資金の供給に関する政策評価書」（H15.6）より）

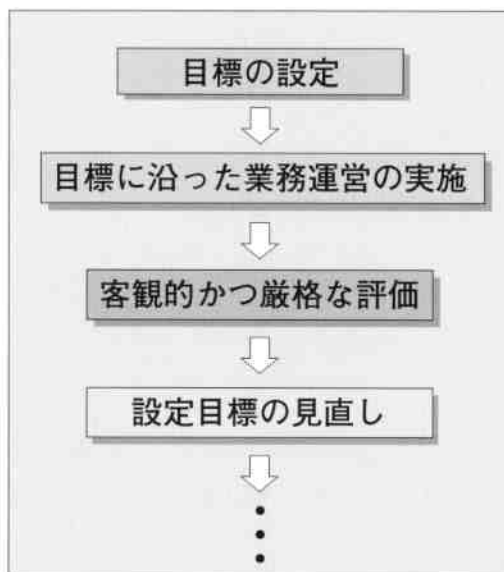
適切な業務運営の実施

政策評価の実施

- 公営企業金融公庫（以下、公庫といいます。）においては、
 - ① 業務運営を客観的かつ厳格に評価し、その結果を公庫業務へ適切に反映させ、
 - ② 評価に関する情報を公表し、もって効果的、効率的な業務運営の推進に資するとともに、
 - ③ 公庫の有するその諸活動について、国民の皆様に対する説明責任を全うすることを目的として、公庫の「使命」と業務運営の「基本方針」を定めるとともに、業務運営において「達成すべき目標」などを定めた「公営企業金融公庫政策評価実施要領」（以下、実施要領といいます。）を作成しました。
- また、本実施要領は、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）において、公庫の事業について講ずべき措置として、「政策目標を明らかにしたうえで、政策評価を適正に実施し、評価の結果を事業に反映させる」とされたことに対応し、作成したものです。
- 公庫は、本実施要領に掲げた目標を踏まえ、より一層効果的、効率的な業務運営に取り組んでいくとともに、業務運営の軌跡を客観的かつ厳格に評価し、その結果を踏まえ、業務運営において達成すべき目標等を見直していきます。

実施のプロセス

公庫においては、政策評価の適正な実施を通じて、より効果的、効率的な業務運営の推進を行うことを目的に、



を循環的に実施してまいります。

これまでの経緯等

平成15年 4 月
「公営企業金融公庫政策評価実施要領」
の策定、公表

平成16年 6 月
「公営企業金融公庫政策評価実施要領」
の改正、公表

平成16年 9 月
平成15年度政策評価書の作成、公表

平成17年 7 月
「公営企業金融公庫政策評価実施要領」
の改正、公表

平成17年 9 月
平成16年度政策評価書の作成、公表

平成18年 6 月
「公営企業金融公庫政策評価実施要領」
の改正、公表

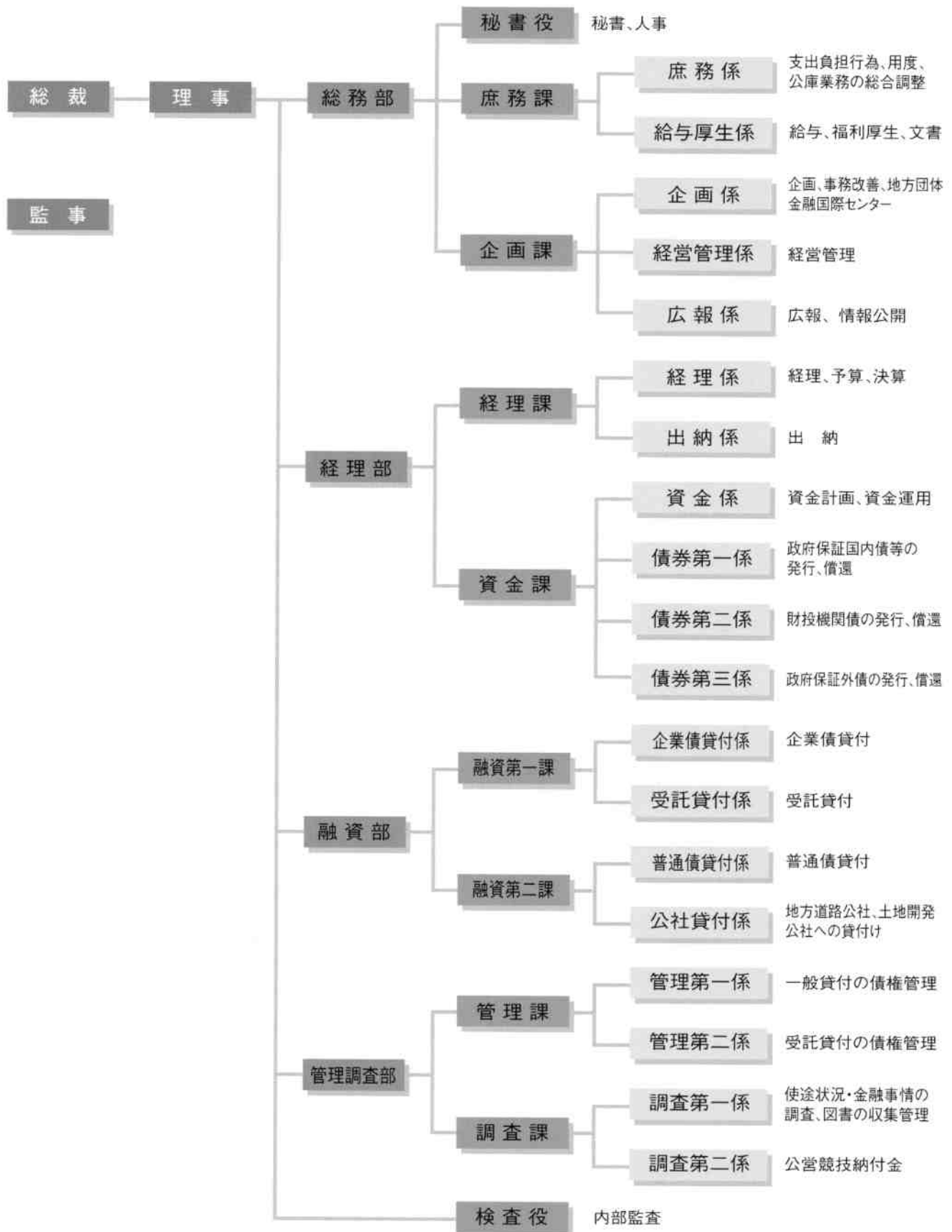
⋮

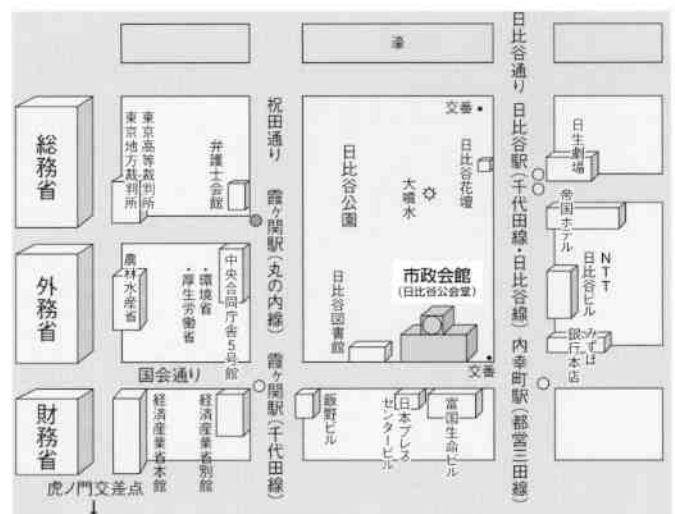
なお、平成17年度政策評価書については、平成18年9月頃公表予定です。

機構

公庫は、事務所を東京都に置き、平成18年度の機構は、総裁、理事及び監事並びに 4 部 8 課制となっています。

役職員の定員は、役員5名（総裁1名、理事3名（ほかに非常勤理事1名）、監事1名）、職員80名で計85名となっています。





【交通案内】

- ・都営地下鉄三田線「内幸町」下車（A-7）徒歩2分
- ・東京メトロ丸の内線「霞ヶ関」下車（B1a）徒歩4分
- ・東京メトロ千代田線「霞ヶ関」下車（C-3）徒歩3分
- ・東京メトロ千代田線または日比谷線「日比谷」（A-14）下車徒歩3分
- ・J R線「新橋」下車徒歩8分 または「有楽町」下車徒歩12分

公営企業金融公庫

〒100-0012

東京都千代田区日比谷公園1番3号 市政会館

1階：経理部

2階：役員、総務部庶務課

3階：総務部企画課、融資部、管理調査部

<http://www.jfm.go.jp/>

部署名	係名	TEL	FAX
総務部	秘書役室	(03) 3539-2629	(03) 3539-2612
	庶務課	(03) 3539-2664	(03) 3539-2613
	企画課	(03) 3539-2665	(03) 3539-2614
	経理課	(03) 3539-2674	(03) 3539-2614
経理部	経理課	(03) 3539-2675	(03) 3539-2614
	出納係	(03) 3539-2676	(03) 3539-2614
	資金課	(03) 3539-2683	(03) 3539-2615
	債権係	(03) 3539-2684	(03) 3539-2615
融資部	融資第一課	(03) 3539-2695	(03) 3539-2616
	融資第二課	(03) 3539-2696	(03) 3539-2617
	企業債貸付係	(03) 3539-2697	(03) 3539-2618
	受託貸付係	(03) 3539-2698	(03) 3539-2618
管理調査部	管理第一係	(03) 3539-2823	(03) 3539-2618
	管理第二係	(03) 3539-2824	(03) 3539-2618
	調査第一係	(03) 3539-2833	(03) 3539-2618
	調査第二係	(03) 3539-2843	(03) 3539-2618



この図柄は、地方公共団体がそのシンボルとして選定している花々のうち
代表的な七種類の花を図案化したもので、地方公共団体の連帯と発展の象徴として
公営企業債券に採用されたものです。

「七花」スズラン・サクラ・ユリ・ウメ・モモ・タチバナ・ツツジ



公営企業金融公庫

JAPAN FINANCE CORPORATION FOR
MUNICIPAL ENTERPRISES